

国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。（19.9.28事務局長決裁）

改正	現行
<p>〔省略〕</p> <p>（定義） 第3条 この要項において「部局」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生相談センター</u>，<u>学生キャリア支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>2 この要項において「部局の長」とは，前項に規定する部局の長をいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この要項は，平成19年10月1日から施行する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（定義） 第2条 この要項において「部局」とは，事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生相談支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>2 この要項において「部局の長」とは，前項に規定する部局の長をいう。</p> <p>〔省略〕</p>